

- 3 登記官は、第一項の場合には、他の各換地について新たな登記記録を作成し、かつ、当該登記記録の表題部に、換地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該換地の地番、地目及び地積並びに他の換地の地番を記録しなければならない。
- 4 登記官は、前項の規定により新たな登記記録を作成した場合において、従前の土地の登記記録に所有権の登記があるときは、当該新たな登記記録の甲区に、従前の土地の登記記録から所有権に関する登記を転写し、かつ、これに土地区画整理法による換地処分により登記をする旨並びに申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。
- 5 登記官は、前項の登記をした場合において、従前の土地の登記記録に所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限に関する登記があるときは、換地の登記記録の権利部の相当区に、従前の土地の登記記録から当該権利又は処分の制限に関する登記を転写し、かつ、土地区画整理法による換地処分により登記をする旨並びに権利、質権及び抵当権以外の権利については他の換地が共に当該権利の目的である旨を、担保権については既に従前の土地にされた当該担保権に係る共同担保目録が作成されているときを除き新たに作成した共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。この場合には、先取特権規定は、第一項の場合について準用する。
- 6 規則第百七十九条第三項において準用する規則第百六十八条第五項及び規則第百七十九条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。
- (準用規定)
- 第九条** 第六条第二項から第四項までの規定は、換地計画において、従前の数個の土地に照応して一個の換地が定められ、又は従前の一個の土地に照応して数個の換地が定められた場合について準用する。
- (従前の土地につき所有権の登記がない場合の地役権の登記)
- 第十一条** 登記官は、令第十三条の規定により所有権の保存の登記をするときは、登記記録の甲区内に、土地区画整理法による換地処分により登記をする旨を記録しなければならない。
- 2 第六条第二項及び第三項の規定は、令第十三条に規定する場合について準用する。
- (換地を定めない場合の登記)
- 第十二条** 登記官は、法第四条第一項の規定により従前の土地に存する権利が消滅した場合において、換地処分による土地の登記をするときは、従前の土地の登記記録の表題部に土地区画整理法による換地処分により換地が定められた旨及び当該土地の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。
- 2 登記官は、前項の場合において、当該土地が他の不動産と共に既登記の所有権及び地役権以外の権利の目的であつたときは、当該他の不動産の登記記録の権利部の相当区に、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番を記録して、土地区画整理法による換地処分により換地が定められなかつた旨を付記し、かつ、当該土地と共に所有権及び地役権以外の権利の目的である旨を記録した登記のうち当該土地に係る記録を抹消する記号を記録しなければならない。この場合において、当該所有権及び地役権以外の権利が担保権であるときは、当該記録は、共同担保目録にしなければならない。
- 3 登記官は、前項の場合において、当該他の不動産が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、同項の規定による手続をすべき旨を当該他の登記所に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第二項の規定による手続をしなければならない。(既登記の権利の目的である部分を定めない場合の登記)
- 第十三条** 登記官は、法第四条第二項の規定により既登記の権利が消滅した場合において当該登記の抹消をするときは、当該土地の登記記録の表題部に土地区画整理法第百五条第二項の規定による登記を宅地以外の土地に定めた場合の登記)

より権利が消滅した旨及び当該土地の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、当該土地が他の不動産と共に既登記の所有権及び地役権以外の権利の目的であつたときは、当該他の不動産の登記記録の権利部の相当区に、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番並びに土地区画整理法第百五条第二項の規定により権利が消滅した旨を付記し、かつ、当該土地と共に所有権及び地役権以外の権利の目的である旨を記録した登記のうち当該土地に係る記録を抹消する記号を記録しなければならない。

3 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(保留地等がある場合の登記)

第十四条 第十条の規定は、令第十四条に規定する土地の上に既登記の地役権が存続すべきときに準用する。

2 第六条第四項の規定は、前項の土地として定められた土地に存する既登記の地役権が消滅した場合について準用する。

3 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第十五条 换地計画において甲登記所の管轄区域内にある従前の土地に照応して乙登記所の管轄区域内にある換地が定められた場合には、甲登記所の登記官は、従前の土地の登記記録及び登記簿の附属書類(電磁的記録を含む)又はその謄本を乙登記所に移送しなければならない。換地計画において甲登記所及び乙登記所又は甲登記所及び丙登記所の管轄区域内にある従前の数個の土地に照応して乙登記所の管轄区域内にある一個の換地が定められた場合についても、同様とする。

2 換地計画において甲登記所の管轄区域内にある従前の一個の土地に照応して乙登記所及び丙登記所の管轄区域内にある数個の換地が定められた場合には、甲登記所の登記官は、従前の土地に関する登記事項証明書及び登記簿の附属書類の謄本を乙登記所に送付しなければならない。この場合には、登記事項証明書は、現に効力を有する事項を記載して作成すれば足りる。

3 換地計画において甲登記所の管轄区域内にある従前の一個の土地に照応して乙登記所及び丙登記所の管轄区域内にある数個の換地が定められた場合には、甲登記所の登記官は、従前の土地の登記記録及び登記簿の附属書類(電磁的記録を含む)又はその謄本を乙登記所に移送し、従前の土地に照応する登記事項証明書及び登記簿の附属書類の謄本を丙登記所に送付しなければならない。この場合には、前項後段の規定を準用する。

第三章 建物等に関する登記

(法第四条第七項等の場合の登記)

- 第十六条** 登記官は、令第十五条の申請に基づき所有権の保存の登記をするときは、土地区画整理登記規則第十六条第一項の規定により登記をする旨を記録しなければならない。
- 2 登記官は、表題登記がない不動産について前項の規定により所有権の保存の登記をするときは、表示に関する登記事項のうち規則第百五十七条第一項各号に掲げる事項以外の事項を登記するものとする。
- 3 登記官は、令第十五条の申請に基づく所有権、地上権又は賃借権を取得した者を登記名義人とする所有権の保存若しくは移転の登記又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記(以下この章において「所有権等登記」という)をする場合において、従前の土地又は地上権若しくは賃借権を目的とする既登記の担保権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利があるときは、所有権等登記をした登記記録の権利部の相当区にこれらの権利に關する登記を移記し、かつ、土地区画整理登記規則第十六条第三項の規定により何番の土地の登記記録から移記した旨及びその年月日を記録しなければならない。この場合において、その権利が法第四条第七項後段の規定により共有持分の上に存するとときは、何某の共有持分を目的とする旨及び家屋番号何番の建物、家屋番号何番の建物の何某の共

有持分及び何番の土地の何某の共有持分が共にその権利の目的である旨も記録しなければならない。

規則第百七十条（第五項を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。

登記官は、既登記の従前の地上権又は賃借権に対して建物及びその敷地に関する権利が与えられた場合において、所有権等登記をしたときは、当該従前の地上権又は賃借権の目的である土地の登記記録の権利部に、土地区画整理法による換地処分により地役権に關する登記をした旨を通知しなければならない。

地に於いての権利が与えられたので何権利の登記を抹消する旨及びその年月日を記録し、かつ、当該従前の地上権又は賃借権の登記の登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

登記官は、従前の土地に対して建物及びその敷地に関する権利が与えられた場合において、令第十八第二項の規定により表題部の登記の抹消をするときは、従前の土地の登記記録の表題部に土地区画整理法による換地処分によつて家屋番号何番の建物及び何番の土地についての権利が与えられた旨並びに当該土地の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

（取得された建物等が他の登記所の管轄区域内にある場合）

第十七条 甲登記所の管轄区域内にある従前の土地又は甲登記所の管轄区域内にある土地を目的とする地上権若しくは賃借権に対しても乙登記所又は丙登記所及び丙登記所の管轄区域内にある建物及び土地が与えられた場合において、従前の土地又は地上権若しくは賃借権を目的とする既登記の担保権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利があるときは、甲登記所の登記官は、従前の土地又は従前の地上権若しくは賃借権の目的である土地の登記事項証明書を乙登記所又は丙登記所及び丙登記所に送付しなければならない。この場合には、登記事項証明書には、現に効力を有する事項を記録すれば足りる。

前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

乙登記所及び丙登記所の登記官は、前条第一項の所有権等登記をしたときは、遅滞なく、甲登記所にその旨を通知しなければならない。

甲登記所は、前項の通知を受けたときは、前条第五項及び第六項の規定による手続をしなければならない。

（一）の申請情報によつてすることができる建物の表示に関する登記
第十八条 第一条の規定は、令第二十条の登記の申請について準用する。

第四章 共有土地に関する登記

（法第四条第六項等の場合の登記）

第十九条 登記官は、令第二十一条の申請に基づき所有権の保存の登記をするときは、土地区画整理登記規則第十九条第一項の規定により登記をする旨を記録しなければならない。

第二条 第六条第二項及び第三項の規定は共有土地の上に既登記の地役権が存続する場合について、令第七条第二項の規定及び第六条第四項の規定は共有土地と定められた土地に存する既登記の地役権が消滅した場合について、第十六条第三項及び第四項の規定は令第二十二条の申請に基づき所有権の保存の登記をする場合において、従前の土地を目的とする既登記の担保権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利があるときについて、第十六条第六項の規定は第一項の手続をした場合について、第十七条の規定は甲登記所の管轄区域内にある土地に対して乙登記所の管轄区域内の土地が与えられた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条第三項中「第十六条第三項」とあるのは、「第十九条第二項」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

（申請人以外の者に対する通知に関する規定の適用除外）

第二十一条 登記官は、令第十三条第一項第一号の規定は、令第一条第一号若しくは第二号に掲げる登記又は換地処分による登記（令第十五条の申請に基づく登記を除く。）をした場合には、適用しない。

（地役権が存続すべき換地の所有者に対する通知）
第二十二条 登記官は、令第十四条において準用する場合を含む。の規定により登記をしたときは、換地の所有者に対し、換地及び従前の土地の所在する市、区、郡、町、村及び

字並びに当該換地及び従前の土地の地番並びに土地区画整理法による換地処分により所有権及び地役権に關する登記をした旨を通知しなければならない。

前項の通知は、一個の換地の所有者が二人以上あるときは、一個の換地ごとに、その一人に対し通知すれば足りる。

（各種通知簿の記録方法）

第二十二条 登記官は、第十七条第三項及び前条第一項の通知をしたときは、各種通知簿に、当該通知の方法

第二十三条 第十七条第三項及び第二十二条第一項の通知は、郵便、民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便その他適宜の方法によりするものとする。

（換地処分による登記がされるまでの間の登記の申請情報）
第二十四条 法第百七条第三項たゞし書に規定する場合において、法第二条第八項に規定する施行地区内の土地又は建物について登記の申請をするときは、その旨を申請情報の内容とする。

（登記の嘱託）
第二十五条 この省令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」には、それぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

附 則

（施行日）
第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
(未指定事務に係る旧登記簿)

第二条 不動産登記法附則第三条第一項の規定による指定（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。以下「第三条指定」という。）がされるまでの間ににおける第三条指定を受けていない事務についてのこの省令による改正後の土地区画整理登記規則の適用については、同令本則中「登記記録」とあるのは、「登記用紙」と、「権利部の相当区」とあるのは「相当区事項欄」とする。

（共同担保目録）

第三条 規則附則第九条第三項の規定は、換地計画において既登記の担保権の目的である従前の一個の土地に照応して数個の換地が定められた場合において、共同担保目録に関する事務について第三条指定を受けていない登記所に対してする換地処分による土地の登記の申請について準用する。

（不動産登記法附則第六条の指定前の登記手続）

第四条 不動産登記法附則第六条第一項の規定による指定を受けていない登記所の登記手続に係る次の各号に掲げる登記の申請をするときにおける規則附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「登記原因を証する情報を記載した書面」とあるのは、それぞれ当該各号に定める字句とする。
一 徒前の土地に所有権の登記がある場合における換地処分による土地の登記 当該換地ごとに作成した登記原因を証する情報を記載した書面

二 令第十五条の登記 当該建物及びその敷地に関する権利の取得者ごとに作成した登記原因を証する情報を記載した書面 この省令による改正前の土地区画整理登記施行細則第九条及び第十二条（同令第九条の通知に係る部分に限る。）の規定は、不動産登記法附則第六条第一項の規定による指定がされるまで間、当該指定を受けていない登記手続について、なお効力を有する。